

旅費の支給

1 対象者

旅費は、次の方に支給されます。

- ア 義肢、上肢装具、下肢装具、体幹装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子又はかつらの採型若しくは装着のため旅行する方
- イ 筋電電動義手に係る装着訓練、試用装着期間における指導等及び適合判定のため旅行する方
- ウ 能動式義手に係る装着訓練のため旅行する方
- エ 義眼の装嵌のため旅行する方
- オ 眼鏡（コンタクトレンズに限る。）又は浣腸器付排便剤の購入費用の支給に係る検査のため旅行する方

2 範囲

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとし、その範囲は、日本国内の旅行であって、次のとおりとします。

なお、必要と認められる限り、回数に制限はありません。

- 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料とします。
- 鉄道賃及び船賃については、普通旅客運賃を支給します。また、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のものについては急行料金を支給し、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものについては特別急行料金を支給します。
- 車賃は、1 キロメートルにつき、37 円とします。
- 宿泊料は、地理的事情等により宿泊の必要が認められる場合に限り、1 夜につき 8,700 円の範囲内におけるその実費額（飲酒、遊興費、その他これらに類する費用を除く。）とします。
- 定期券及び回数券等、運賃の割引を受けることができる場合の運賃の額は、その実費額を支給します。
- 旅費の支給について、上記を含む支給要綱の規定により難しい事情がある場合（航空機の利用など）には、国家公務員等の旅費に関する法律及び同法の運用の方針に準じ、最も経済的と認められる経路及び方法により旅行した場合における旅費を支給します。